

環境局発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約除く)令和4年度(第1四半期)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市立斎場予約受付システム用機器一式 借入(再リース)	事務用品賃貸	(株)JECC	2,306,040円	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	—
2	西南環境事業センターガス吸収式冷温水機1号機修繕	産業用機器	(株)日立ビルシステム	1,540,000円	令和4年5月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
3	中部環境事業センター出張所ほか1か所衣類乾燥機修繕	産業用機器	日精オーバル(株)	1,076,900円	令和4年6月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
4	大気汚染常時監視用風向風速計修繕	産業用機器	ANEOS(株)	1,804,440円	令和4年6月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立斎場予約受付システム機器一式借入

2 契約の相手方

株式会社 J E C C

3 随意契約理由

大阪市立斎場予約受付システム（以下「本システム」という。）は、市内5箇所の市立斎場の施設利用予約を一元化理するシステムであり、平成27年から借入を開始し、令和3年度末で期間満了となる。

本システムは、現在サーバー機等のハードウェアを北斎場に設置して運用しているが、次期発注ではクラウドへと移行することを計画しており、令和3年度に関係事業者に向けて情報提供依頼を実施し、令和4年度に再構築を行う予定である。

現在運用しているシステムについては、新システムが運用を開始するまでの間安定した運用を継続させる必要があり、そのためにも現行機器を引き続き使用することとし、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課（斎場霊園） 電話番号（06-6630-3136）

随意契約理由書

1 案件名称

西南環境事業センターガス吸収式冷温水機修繕

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

3 随意契約理由

本修繕は、西南環境事業センターにおけるガス吸収式冷温水機（以下「当該設備」）について冷温水機の故障により、動作不良をおこし性能が十分に発揮できなくなったため故障した部品の取替後、試運転調整を行い当該設備の性能復旧を行うものである。

当該設備は、(株) 日立ビルシステムが有する独自の技術により製造・設置したものであり、設備の有する特性を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター衣類乾燥機修繕

2 契約の相手方

日精オーバル（株）

3 随意契約理由

本修繕は中部環境事業センターにおける衣類乾燥機の構成機器である主要部品が故障し、このままでは当該施設における衣類乾燥機が運転できないことから修繕を行うものである。

当該施設に設置されている衣類乾燥機は日精オーバル（株）が独自の技術により製造したものであり、本修繕については、当該衣類乾燥機が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該衣類乾燥機を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該衣類乾燥機の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

風向風速計修繕

2 契約の相手方

ANEOS 株式会社 (旧 株式会社小笠原計器製作所)

3 随意契約理由

今回修繕を実施する風向風速計は、大気汚染防止法第 22 条に基づき、風向・風速の自動測定を行う機器である。

当該機器については、株式会社小笠原計器製作所が製造したものである。なお、令和元年 8 月 1 日付で株式会社小笠原計器製作所及び株式会社日本エレクトリック・インスルメントが合併し、ANEOS 株式会社となっている。

本装置の機器構成及び制御方法等については、ANEOS (株) が有する独自の技術により設計されているため、当該設備を設計した事業者以外では、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。また、修繕後の性能、作動状態、耐寿命に対しても一貫して責任を持たせることができるのは、当該設備の設計製造事業者である ANEOS (株) のみである。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するので、上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課環境情報グループ (電話番号 06-6615-7981)